

# アンモナイトフェスティバル

日時：8月7日(土) 15時から

場所：伊佐公園グラウンド

※小雨決行、大雨の時はスポーツセンターでの開催となり、内容を変更する場合があります。

## ステージイベント

麦川保育園のお遊戯  
美祢幼稚園のお遊戯  
オープニングセレモニー・もちまき  
厚保小学校マーチングバンド  
カルスト草炎太鼓  
ジャザサイズ  
クウ・アイランダーズ  
(ハワイアンバンド・フラダンスチーム)  
光と音のコラボレーション  
(フィナーレ)



## パワフル聖子

爆笑!松田聖子そっくり?ものまねショー!  
松田聖子はもちろん、はるな愛、松浦亜弥など昭和から平成時代のスーパーアイドルが次々登場します。  
家族みんなでたのしめるちょっとパワフルな松田聖子をお楽しみください。

石炭の煙と臭いが懐かしい

## ミニSLアンモナイト号

15:30~20:30

料金 1回 200円  
(全長100m×2周)

アンモナイトフェスティバルの会場を本物の石炭を燃やして走ります。  
ちびっ子はもちろん、大人の方も乗車してみませんか。

たくさんのお店も皆さんの  
お越しをお待ちしています

## グラウンドイベント

15:00~21:00

子どもから大人まで楽しめるいろいろなお店が、皆さんのご来場をお待ちしています。  
お目当てのお店を見つけて、ぜひお立ち寄りください。

## ご家族、お友達とみんな一緒に遊びに来てね

※自家用車でご来場の際は、伊佐中学校グラウンド、または伊佐小学校グラウンドを駐車場としてご利用ください。

問合せ先 アンモナイトフェスティバル実行委員会事務局(美祢市商工会内) ☎0837(52)0434

過疎地域自立促進  
計画に係る意見を  
募集しています

市では、「過疎地域自立促進計画」の策定を進めています。現在、美祢市パブリックコメント制度に基づき、事前に案の内容を公表し、市民の皆さんから意見や提案の募集を行っています。

意見募集する内容 過疎地域自立促進計画(案)について

公表場所 市企画政策課、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ

期 日 8月6日(金)まで

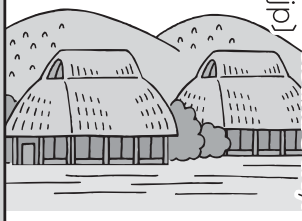
提出方法 指定の様式により、持参・郵送・FAX・電子メール

提出問合せ先 企画政策課

☎0837(52)11112

Eメール [seisaku@city.mi-ne.lg.jp](mailto:seisaku@city.mi-ne.lg.jp)

パブリックコメントとは



市の政策(条例や計画)等を決める際、市民の皆さんからの意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定することにも、意見等に対する市の考え方もあわせて公表していく連の手続きをいいます。

# 8月1日から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

## 大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から母子家庭に加え父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには市へ申請（認定請求）が必要です。早めにお問い合わせの上、平成22年11月30までに忘れずに手続きをしてください（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）。

### 児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。



### 父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、ご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

### 手当額（月額）は？

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決まります。

※個々の手当額については、お問い合わせください。

- 児童1人の場合  
全部支給：41,720円  
一部支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額  
2人目：5,000円  
3人目以降1人につき：3,000円

### 父子家庭の方が受給するためには？

児童扶養手当を受給するには、市への申請が必要です。

申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。

- 既に父子家庭としての支給要件に該当している人は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。
- 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・7月31日までに支給要件に該当している人  
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
  - ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人  
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※8月～11月分が支給されるのは12月です。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。



### 申請手続きに必要なものは？

申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や印鑑、その他添付書類が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 地域福祉課 ☎0837(52)5228



秋吉台（国指定特別天然記念物昭和39年特別指定）  
日本最広のカルスト地形。秋吉台国定公園内の中央部1,269ヘクタールは文化財にも指定されています。この区域には無数のドリーネや竪穴、石灰岩柱等のカルスト地形が良く発達しており、毎年多くの観光客が訪れます。また、地理学、地質学、生物学、ケイビングなどの学問のメッカにもなっています。

文化財とは、「長い歴史の中で生まれ、育ち、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産」のこと。例えば、社寺・仏像・絵画・遺跡・貴重な動植物・踊りなどです。特に価値が高いものは指定し、保護しています。現在、市内には国指定7件、県指定9件、市指定64件の文化財があります。

### 市内の文化財紹介①